

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 青山荘拠点-青山荘退職金規程による。
青都荘拠点-事業年度末における自己都合による退職金の計算基準を期末要支給とする
給与規程に準拠し、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している
 - ・賞与引当金

2. 法人で採用する退職給付制度

(独)福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済及び拠点独自の退職金制度

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合は会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式及び第3号第2様式の作成を省略できる。
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (3) 拠点区分内訳表（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 社会福祉法人 青野ヶ原福祉会拠点(社会福祉事業)
 - イ 特別養護老人ホーム青山荘拠点(社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホーム青山荘」
 - 「青山荘ショートステイ」
 - 「小野市デイサービスセンター」
 - 「青山荘指定居宅介護支援事業」
 - 「青山荘在宅介護支援センター」
 - ウ 特別養護老人ホーム青都荘拠点(社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホーム青都荘」
 - 「青都荘ショートステイ」
 - 「デイサービスセンターわかば」
 - 「青都荘ケアプランセンター」
 - 「青都荘訪問看護ステーション」
 - 「青都荘訪問介護ステーション」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000			1,000,000
建物	1,080,514,617		50,301,079	1,030,213,538
合計	1,081,514,617		50,301,079	1,031,213,538

計算書類に対する注記（法人全体）

5. 基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額

国庫補助金等特別積立金の対象となった減価償却費の相当額

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	1,030,213,538 円
計	1,030,213,538 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	262,984,000 円
計	262,984,000 円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 建物	2,164,496,218	1,134,282,680	1,030,213,538
その他の固定資産 建物	30,117,776	4,334,141	25,783,635
機械及び装置	42,996,160	32,538,529	10,457,631
車輛運搬具	16,137,646	13,396,901	2,740,745
器具及び備品	136,233,486	87,018,393	49,215,093
有形リース資産	7,500,600	3,750,300	3,750,300
合計	2,397,481,886	1,275,320,944	1,122,160,942

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし